

○農林水産省告示第 号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十六条第二号の規定に基づき、平成十三年三月三十日農林水産省告示第四百九十三号（種馬鈴しよの検査について農林水産大臣の定める基準）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年 月 日

農林水産大臣 金子原二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(検査の方法)            第四条 (略)            2・3 (略)            4 植付予定馬鈴しよの検査は、抗血清検定法又は遺伝子診断法、グラム染色法及び接種検定法により、それぞれ品種別及び系統別に植付株数の五%以上を抽出して行う。            5・6 (略)</p> <p>(合格種馬鈴しよの表示)            第十四条 (略)            2 信頼性保証部門責任者は、前項の表示が的確に行われていることを確認するものとする。</p>	<p>(検査の方法)            第四条 (略)            2・3 (略)            4 植付予定馬鈴しよの検査は、抗血清検定法、グラム染色法及び接種検定法により、それぞれ品種別及び系統別に植付株数の五%以上を抽出して行う。            5・6 (略)</p> <p>(合格種馬鈴しよの表示)            第十四条 (略)            2 信頼性保証部門責任者は、前号の表示が的確に行われていることを確認するものとする。</p>